

名称：拒絶審決取消請求事件

知財高裁：平成20年（行ケ）第10388号 判決日：平成21年2月24日

判決：請求棄却

意匠法3条1項3号

キーワード：類否判断

#### [概要]

原告は、「本件登録意匠は上半分に嵩高感があり、下半分が薄く仕上げられている特徴があるので、「やや厚手のパンツ形状」と一くりにすることはできない。」「差異点(a)は、本件登録意匠の厚みの差は僅かなもので、境界に現れる中央横断模様も顕著に見立つ態様のものでなく」との認定も、本件登録意匠は上半分に嵩高感があり、下半分が薄いという形態上の特徴を根本的に看過している点で誤りである。」と主張した。これに対し、被告は、「本件登録意匠と引用意匠は、共通点が差異点を凌駕しており、全体として看者に共通する美感を起こさせるものであって、本件登録意匠を無効にすべきものとした審決に誤りはない。」と反論した。

#### [争点]

差異点(a)における本件登録意匠の構成態様のもたらす意匠的效果は、両意匠の共通点(A)ないし(D)が看者に与える類似するとの印象を凌駕し、看者に対し全体として異なった美感的ないし美的印象を与えるものといえるか。

#### [裁判所の判断]

「本件登録意匠に係る公報(甲3)の写真(甲4)及び検甲第1号証(本件登録意匠の見本と同時に作成され、見本と同一の形態の物であると原告が主張するもの)によると、特に非着用時には正面視において本件登録意匠の略上半分が略下半分よりも厚みがあり、厚みのある上半分と厚さの薄い下半分との境界に段差が形成され、この段差に沿って本件登録意匠に係る物品を上下に分ける中央横線模様が現れていることは比較的よく看取することができるものの、この中央横線模様は素材の性格上、シャープな横線となって現われることは困難であるし、また、本件登録意匠に係る物品の性質上、そのような形態上の特徴が需要者の注意を惹くものであることを認めるに足りる証拠もない。また、非着用状態では、上記の形態上の特徴は、本件登録意匠の全体が伸縮性のある素材を編んで形成されて全体的にふわりと柔らかく弾性的な印象を与えていることに加え、上部にゴム編みとなって縮んでいる帯状の部分及び下部の裾部に縮んだ大きな襞状の部分が存在し、これらが凹凸感を与えていることから、これらから受ける印象に埋没し、美感として看者に訴えるところが弱くなっており、看者の注意を格別に惹くものとなっているとはいえず、これらのことに照らし、結局、上記の形態上の特徴は本件登録

意匠の形態全体を特徴づける要素であるとは認められないし、また、着用した状態では、上記の形態上の特徴は、本件登録意匠の全体が伸張することにより更に印象の弱い目立たないものとなっているものと認められる。したがって、差異点（a）における本件登録意匠の「全体の略上半分がやや厚みがあり、下半分の厚さの薄い部分との境界に段差が形成され、上下を分ける中央横線模様が現れている」構成態様のもたらす意匠的效果は、両意匠の共通点（A）ないし（D）が看者に与える類似するとの印象を凌駕するものではなく、看者に対し全体として異なった美感ないし美的印象を与えるものとは認められない」との判断に基づき、裁判所は原告の請求を棄却した。

[コメント]

原告の2つの主張（主張①「本件登録意匠の健康帯は、略上半分（腹部に相当する部分）と略下半分との間に段差があり、上半分には嵩高感があるという特徴がある」、主張②「本件登録意匠の健康帯は、糸を選び、編み方を工夫したことにより、肌触りが非常に柔らかく仕上がっており、それが見た目にも感じられるという特徴がある」）をしているが、主張②は主張①の特徴を埋没させるものである。主張①に焦点を絞っていれば、原告の請求が認容される可能性もあったのではないかと思われる。